

滋賀県病院事業庁病院経営改善推進業務委託仕様書

1 事業名

滋賀県病院事業庁病院経営改善推進業務

2 目的

滋賀県立病院は県民の命と健康を守るため、高度な医療の提供に努めるとともに、一般の医療機関では対応が難しい政策医療や不採算医療を担い、三次保健医療圏を対象とした拠点病院としての役割も果たしている。一方で、滋賀県立病院の経営状況は厳しい状況にあり、県立病院としての役割を果たすため、持続可能な経営基盤の確立に向けて医療提供機能の一層の強化を図り収支改善に努める必要がある。

このため、医療の分野に精通したコンサルタント事業者を活用して、県立病院の医療提供機能の強みや課題等を検証し、地域医療における役割や近隣の医療機関との連携、将来のあり方の検討と提案、収益確保の推進などを行うべく、以下「3 業務内容」に掲げる業務を委託する。

3 業務内容

県立病院や地域の状況について把握するとともに、県立病院の医療提供機能の一層の強化を図るため、必要な調査及び検証等を行う。なお、調査にあたっては、新たな地域医療構想において県立病院が果たす役割を判断するにあたり必要となる事項を盛り込むこと。

(1) 県立病院の経営環境の調査

各種統計調査やDPCデータ等に基づき、県内や医療圏等における経営環境等について以下に挙げる調査を行うこと。

- ①県内、湖南地域における診療科・疾患別の医療需要の予測
- ②医療圏別の急性期患者や小児患者、精神疾患の患者、主要診断群別の患者等の流入状況の把握
- ③湖南圏域や県内における病床機能別病床数と将来推計患者数のギャップ分析
- ④湖南圏域や県内の他の病院における診療科・疾患別等のシェア分析
- ⑤県内の小児医療や精神医療、救急等の不採算分野の医療に対する医療需給分析
- ⑥その他経営環境に関する分析

(2) 県立病院の医療提供体制の検証

滋賀県立総合病院および滋賀県立精神医療センターが現在提供している医療機能について、以下に挙げる調査を行うこと。

- ①各県立病院における診療科・疾患別のシェア分析、将来的な成長率の分析
- ②現在の各県立病院の医療機能の長所と短所の検証
- ③不採算分野の医療等に対する県立病院の貢献度および適正な規模の検証
- ④現行および中期計画で定める県立病院の病床規模の妥当性や適正な病床数の検証
- ⑤病床規模に基づく県立病院の採算性の検証
- ⑥その他県立病院の医療提供体制に関する検証

(3) 将来のあり方の提案

滋賀県立総合病院および滋賀県立精神医療センターの将来のあり方を判断するにあたり、以下に挙げる調査を行うこと。

- ①将来の医療需要および県立病院の経営状況から見る病院のあり方の提案
- ②地域医療連携推進法人や指定管理等、医療法等の制度の活用調査・検討
- ③近隣医療機関等、他の医療機関との連携の可能性の検証
- ④病院のあり方をふまえた経営改善余地の提案
- ⑤本県としての意思決定の参考となる関連する先進事例等情報の提供
- ⑥県立病院の経営、医療提供機能、将来のあり方の検討等の県の関係所属や県議会等への説明、調整を行うにあたり必要な資料の作成（年間4回程度）
- ⑦その他県立病院のあり方検討に関する調査

(4) 医業収益の向上に向けた提言

県立病院の医業収益の向上に向けて、さらなる患者の確保や診療報酬の算定等を強化するため病院ごとに以下の提言等を行うこと。

(ア) 滋賀県立総合病院

- ①病院の将来のあり方をふまえた集患策の提案
- ②患者数増加に向けた近隣医療機関等との連携や広報戦略等に関する提案
- ③診療報酬における各種加算取得、算定漏れ防止に関する提案、および、確認方法等に関する職員への管理手法の伝達
- ④施設基準の維持・取得に向けた提言
- ⑤DPC 特定病院群の取得、DPC 機能評価係数向上に向けた提言
- ⑥医業収益向上支援の効果額の算定
- ⑦令和8年度診療報酬改定に関する国の検討内容等について県立病院に関わる箇所の要約および情報提供
- ⑧その他診療単価の向上や患者数の増加に関する課題の抽出や提言

(イ) 滋賀県立精神医療センター

- ①診療報酬における各種加算取得、算定漏れ防止に関する提案、および、確認方法等に関する職員への管理手法の伝達
- ②施設基準の維持・取得に向けた提言
- ③医業収益向上支援の効果額の算定
- ④令和8年度診療報酬改定に関する国の検討内容等について県立病院に関わる箇所の要約および情報提供
- ⑤その他診療単価の向上や患者数の増加に関する課題の抽出や提言

4 業務対象となる県立病院

滋賀県立総合病院

滋賀県立精神医療センター

5 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

6 業務報告について

3に定める（1）から（6）の業務の進捗について、以下の時期および内容を目安に中間報告書を経営管理課に提出し報告を行うとともに、令和8年3月31日（火）までに当業務全体の総括的な報告を行うこと。なお、時期および内容については業務を遂行する上で変更となる可能性があるものとする。また、各業務の中間報告を受けて資料の追加や修正等を求める場合がある。

また、3に定める業務の個別の対応や以下に定めのない業務については当報告でまとめて報告するのではなく、病院事業庁の改善対象となる業務を担当する職員等に対して随時調整、報告等を行うこと。

時期	業務内容
令和7年8月上旬	・（1）①～⑤ ・（2）①～⑤ ・（4）（ア）⑥および（4）（イ）③の見込額
令和7年9月上旬	・（3）①～⑤ ・（4）（ア）①～⑤および（4）（イ）①～②
令和7年12月中旬	・（4）（ア）⑥および（4）（イ）③の効果額の中間報告

7 その他

- ・受注者は、業務の実施に当たり事前に発注者と打ち合わせを行い、円滑に業務を遂行するものとする。なお、打ち合わせ事項等については協議内容等を記載した記録簿を受注者が作成し、発注者と共有するものとする。
- ・業務の実施にあたって必要な資料等について、発注者は受注者に対して随時提供するものとする。
- ・契約書および仕様書にて記載のない事項について、取り決めが必要な場合は、当庁と協議のうえ決定する。